

# 彩の国さいたま人づくり広域連合の議会の議員選挙に関する規則

平成12年1月5日

規則第2号

(趣旨)

第1条 彩の国さいたま人づくり広域連合(以下「広域連合」という。)の議会の議員の選挙については、彩の国さいたま人づくり広域連合規約(以下「規約」という。)

第8条及び第9条第3項に規定するもののほか、この規則の定めるところによる。

(埼玉県議会における選挙の通知)

第2条 埼玉県議会における選挙を行う事由が生じたときは、広域連合長は、埼玉県議会の議長にその旨を通知しなければならない。

(各市町村議会における選挙の選挙長)

第3条 規約第8条第1項第2号から第5号までに掲げる区分に応じて、各市議会又は各町村議会で行う広域連合の議会の議員の選挙(以下「各市町村議会における選挙」という。)を行うときは、選挙長を置く。

2 選挙長は、広域連合事務局長の職にある者をもって、これに充てる。

(各市町村議会における選挙の告示)

第4条 各市町村議会における選挙を行うときは、選挙長は、その旨及び候補者の届出の受付開始日を、少なくとも候補者の届出の受付開始日の21日前に告示しなければならない。

(各市町村議会における選挙の団体推薦の候補者の届出)

第5条 規約第8条第3項各号に定める団体が候補者を推薦しようとするときは、本人の承諾を得て、前条の規定により告示された候補者の届出の受付開始日から起算して7日以内(彩の国さいたま人づくり広域連合の休日を定める条例(平成11年彩の国さいたま人づくり広域連合条例第1号)第1条第1項に規定する広域連合の休日に当たる日があるときは、当該休日を除く。)に、郵便によることなく、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書(様式第1号)によりその旨を選挙長に届け出なければならない。

(各市町村議会における選挙の個人推薦の候補者の届出)

第6条 規約第8条第3項各号に定める構成団体の長又は議員の所定の人数の推薦を受けて候補者となろうとする者は、前条に規定する期間に、郵便によることなく、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙候補者届出書(様式第2号)によりその旨を選挙長に届け出なければならない。

- 2 前項の彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙候補者届出書には、規約第8条第3項各号に定める構成団体の長又は議員の所定の人数の推薦書（様式第3号）を添えなければならない。
- 3 規約第8条第3項各号に定める構成団体の長又は議員が候補者を推薦しようとするときは、同一の選挙において2人以上の者を推薦することができない。
- 4 規約第8条第3項第3号及び第4号に規定する構成団体の議員の定数の総数は、第4条の規定による告示があった日の前年の12月31日における議員の定数の総数による。

（各市町村議会への通知）

第7条 第5条及び前条第1項に規定する候補者の届出期間を経過したときは、選挙長は、直ちに候補者の氏名及び住所等を各市議会又は各町村議会の議長に通知しなければならない。

（開票結果の報告）

第8条 各市議会又は各町村議会において広域連合の議会の議員の選挙を行ったときは、各議会の議長は、直ちにその開票結果を、彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙結果報告書（様式第4号）により選挙長に報告しなければならない。

（各市町村議会における選挙の当選人）

第9条 選挙長は、前条の規定により、すべての市議会又は町村議会から選挙の開票結果の報告を受けたときは、選挙会を開き、各候補者の得票総数を計算し、規約第8条第4項の規定により当選人を決定しなければならない。

- 2 当選人を定めるに当たり得票数が同じであるときは、選挙会において、選挙長がくじで定める。
- 3 第5条及び第6条第1項の規定による届出のあった候補者の総数がその選挙において選挙すべき議員の数を超えないとき又は超えなくなったときは、選挙長は、当該候補者をもって当選人と定めなければならない。
- 4 前3項の規定により当選人が定まったときは、選挙長は、直ちに当選人に当選の旨を告知し、当選人の住所及び氏名を告示しなければならない。

（選挙結果の報告）

第10条 選挙長は、選挙の結果を直ちに各市町村の長及び議会の議長に報告しなければならない。

（広域連合議員の欠員が生じた場合の繰上補充）

第11条 各市町村議会における選挙により選出された広域連合の議会の議員の欠員が生じた場合において、第9条第2項の適用を受けた得票者で当選人とならなかったものがあるときは、選挙会を開き、その者の中から当選人を定めなければならない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第2号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙 選挙長 様

（団体名・職名・氏名）

## 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙候補者推薦届出書

年 月 日に告示された彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙における候補者として、別紙のとおり推薦いたします。

注 推薦届出者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、推薦届出者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙候補者

年 月 日告示第 号

彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙

(ふりがな) 候補者氏名	
住 所	
生 年 月 日	
団体名・公職の種類	
所 属 政 党	
(ふりがな) 候補者氏名	
住 所	
生 年 月 日	
団体名・公職の種類	
所 属 政 党	
(ふりがな) 候補者氏名	
住 所	
生 年 月 日	
団体名・公職の種類	
所 属 政 党	

様式第2号（第6条関係）

## 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙候補者届出書

（ 年 月 日告示第 号  
彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙 ）

(ふりがな) 候補者氏名	
住所	
生年月日	
団体名・公職の種類	
所属政党	

上記のとおり別紙推薦書（ 人）を添えて候補者として届出をします。

年 月 日

氏名 \_\_\_\_\_

彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙 選挙長 様

注 届け出る場合は本人確認書類の提示又は提出を行ってください。

様式第3号（第6条関係）

## 推 薦 書

年 月 日に告示された彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙に  
おける候補者として、（団体名・公職の種類・氏名） を推薦いたします。

年 月 日

推薦者の住所、団体名・公職の種類、氏名

住 所 \_\_\_\_\_

団体名・公職の種類 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_

注 推薦者の本人確認書類を添付してください。ただし、推薦者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。

## 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙結果報告書

〔 年 月 日告示第 号 〕  
〔 彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙 〕

1 投・開票日	年 月 日		
2 投票の状況	議員定数	選挙当日 在任議員数	投票者数
	人	人	人
3 開票の結果	投票総数(B) + (C) = (A)	有効投票(B)	無効投票(C)
			無効投票率(C) ÷ (A) %
4 候補者の得票数	氏名	団体名・公職の種類	得票数

年 月 日

議会議長

彩の国さいたま人づくり広域連合議会議員選挙 選挙長 様

注 議会議長本人が報告する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が報告する場合にあっては委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行ってください。ただし、議会議長本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではありません。